
プロジェクト **譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化**
項目 **第 568 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 568 回企業会計基準委員会（2026 年 1 月 20 日開催）において、「譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化」に関して、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」の改正案（以下「金融商品会計基準案」という。）及び移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）の改正案（以下「金融商品実務指針案」という。）について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

2. 金融商品会計基準案及び金融商品実務指針案の内容に同意する。
3. 金融商品会計基準案第 58-3 項なお書きの事業目的を遂行する上でキャッシュ・フローを調整するための借入れを行う場合における特別目的会社に対する融資者は、一時的な資金提供を行う者であることから、金融商品会計基準案（注 4）における特別目的会社に対する融資者には該当しないという点について、金融商品実務指針の内容に関する記述であれば、金融商品実務指針の結論の背景に記述することが望ましいと考える。
4. 他の会計基準等についての修正のうち、企業会計基準適用指針第 15 号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」の参考（開示例）における想定している取引のイメージ図において、「特別目的会社に対する投資者等」と併記して「出資者」の記述がある。当該出資者は特別目的会社に対して資本を提供している者と想定されるものの、「特別目的会社に対する投資者等」との関係が分かりにくいと考える。

以 上